

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

（当日は、  
翌日と  
する）

## 目 次

### ◇規 則 鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則（職員課）

公布された規則のあらまし

#### ◇鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則

##### 一 法令の新設に伴う規定の整備

次の法令に基づく知事の権限に属する事務に係る事務処理権限を定めることとした。

- (一) 鳥取県福祉のまちづくり条例（福祉保健課）
  - (二) 鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例（商政課）
  - (三) 林業労働力の確保に関する法律（林務課）
  - (四) 木材の安定供給の確保に関する特別措置法（ク）
  - (五) 鳥取県立みなとさかい交流館の設置及び管理に関する条例（港湾課）
- 二 法令の改正等に伴う規定の整備
- 1 地方税法及び鳥取県税条例に基づく知事の権限のうち、税関長への書類の

閲覧等の請求等に関する事務を課長専決事項とすることとした。

2 鳥取県建設工事執行規則に基づく知事の権限のうち、金銭保証人の要求等に関する事務を削除することとした。

3 母子保健法に基づく知事の権限のうち、保健所長に委任されている新生児の訪問指導等に関する事務を削除し、未熟児の訪問指導を行う際の市町村への通知に関する事務を保健所長の委任決裁事項とすることとした。

4 大気汚染防止法に基づく知事の権限のうち、特定粉じん等排出作業を伴う建設工事の届出の受理等に関する事務を保健所長の委任決裁事項とすることとした。

5 水質汚濁防止法に基づく知事の権限のうち、汚染された地下水の浄化の命令等に関する事務を部長専決事項とすることとした。

6 自然公園法施行令に基づく知事の権限のうち、国定公園に関する公園事業の施設の工事の着手の期間及び完了期日の指定等の事務を削除することとした。

7 鳥取県立自然公園条例施行規則に基づく知事の権限のうち、自然公園に関する公園事業の施設の工事の着手の期間及び完了期日の指定等の事務を削除することとした。

8 訪問販売等に関する法律に基づく知事の権限のうち、訪問販売業者に対する調査及び措置の実施に関する事務を部長専決事項とすることとした。

9 理容師法、美容師法及びクリーニング業法に関する知事の権限のうち、営業資格の継承等に関する事務を保健所長の委任決裁事項とすることとした。

10 高圧ガス保安法及び高圧ガス保安法施行令に基づく知事の権限のうち、高圧ガス製造事業者等に対する危害予防等の命令等に関する事務を部長専決事項とすることとした。

11 液化石油ガス保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び液化石油ガス保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令に基づく知事の権限のうち、液化石油ガス販売事業の開始の登録等に関する事務を課長専決事項とすることとした。

とした。

12 鳥取県立農業大学校管理規則に基づく知事の権限のうち、研修を受けることができる者の決定等に関する事務を農業大学校長の委任決裁事項とする」とした。

13 森林病害虫等防除法に基づく知事の権限のうち、樹木の伐採の命令等に関する事務を地方農林振興局長の委任決裁事項とすることとした。

14 松くい虫被害対策特別措置法の廃止に伴う所要の改正をすることとした。

三 組織改正に伴う規定の整備

1 営農研修館、園芸技術研修所及び畜産技術研修所の廃止に伴う所要の改正をすることとした。

2 水産課漁場整備係の漁港課への移管に伴う所要の改正をすることとした。

四 権限の下部委譲に伴う規定の整備

1 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域の指定等の事務を地方農林振興局長へ委任することに伴う所要の改正をすることとした。

2 鳥取県建設工事執行規則に基づく鳥取空港整備工事のうち七千万円未満の電気設備工事の執行等に関する事務を鳥取空港管理事務所長へ委任すること及び同規則に基づく宮繕工事の五千万円以上七千万円未満の部分払い等に関する事務を土木事務所長へ委任することに伴う所要の改正をすることとした。

五 その他

所要の規定の整備を行うこととした。

六 施行期日

この規則は、平成九年四月一日から施行することとした。ただし、一の(五)は平成九年七月一日から、一の(一)は平成九年十月一日から施行することとした。

規 則

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成九年四月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十一号

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則

鳥取県事務処理権限規則(平成八年四月鳥取県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第十四号中「能率推進室」を「行政体制整備室、人権施策推進室」に改め、「林業専門技術員室」の下に、「全国育樹祭準備室」を加え、「高速国道対策室」を「高速道路推進室」に改める。

別表第二税務課の項第一号中

10 同法第72条の54第4項の規定による二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う個人に係る事業税の課税標準とすべき所得の総額についての自治大臣への決定の要求	○			

を

10 同法第72条の54第4項の規定による二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う個人に係る事業税の課税標準とすべき所得の総額についての自治大臣	○			

への決定の要求					
10の2 同法第72条の112第2項の規定による書類の閲覧又は記録することの請求			○		
10の3 同法第72条の112第3項の規定による資料又は情報の提供等			○		

に於て

同法に次のように定める。

20 同法附則第9条の13第2号の規定による書類の閲覧又は記録することの請求			○		
21 同法附則第9条の13第3項の規定による資料又は情報の提供等			○		

別表第二(深緑色の頁)に於て

4 同条例第23条第1項の規定による災害等による申告等の期限の延長			○		
-----------------------------------	--	--	---	--	--

を

4 同条例第23条第1項の規定による災害等による申告等の期限の延長			○		
4の2 同条例第60条の14の規定による報告の受理			○		
4の3 同条例第60条の15第2項の規定による通知の受理			○		

に於て

同法に次のように定める。

9 同条例附則第18条の5の規定による報告の受理			○		
10 同条例附則第18条の6の規定による通知の受理			○		

別表第二(市町村振興課の項)に次の一号を加える。

十九 公有地の拡大の増進に関する法律(昭和47年法律第66号)に基づく知事の権限に属する事務					
1 同法第10条第2項の規定による市町村の土地開発公社の設立の認可			○		
2 同法第14条第2項の規定による市町村の土地開発公社の定款の変更の認可			○		
3 同法第19条第2項の規定による市町村の土地開発公社の業務及び資産の状況に関する報告の要求及び事業所への立入検査			○		
4 同法第19条第5項の規定による市町村の土地開発公社の業務に関する命令その他必要な措置の要求			○		
5 同法第22条第1項の規定による市町村の土地開発公社の解散の認可			○		

別表第二(空港開発課の頁)に次のように定める。

一 空港維持管理工事の執行の決定					
1 空港維持管理工事の執行の決定 (一) 請負対象設計金額が1,000万円以上7,000万円未満の電気設備工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が500万円以上1,000万円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が500万円未満の工事に係るもの			○		
2 空港維持管理工事に係る起工の決定 (一) 工事費が1,000万円以上7,000万円未満の電気設備工事に係るもの (二) 工事費が1,000万円未満の工事に係るもの			○		

鳥取空港  
管理事務  
所長  
○  
鳥取空港  
管理事務  
所長

<p>3 空港維持管理工事に係る設計の変更</p> <p>(一) 工事費が1,000万円以上7,000万円未満の電気設備工事に係るもの</p> <p>(1) 国庫負担金又は国庫補助金の交付の対象となる工事で設計の変更について主務大臣等の承認を必要とするものに係るもの</p> <p>(2) 契約金額の5割以上の増を伴うもの(変更後の契約金額が7,000万円以上となる場合に限る。)</p> <p>(3) (1)及び(2)以外のもの</p>	<p><input type="radio"/></p>	<p><input type="radio"/></p>	<p><input type="radio"/></p>	<p>○鳥取空港 管理事務 所長</p>
<p>(二) 工事費が1,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 国庫負担金又は国庫補助金の交付の対象となる工事で設計の変更について主務大臣等の承認を必要とするものに係るもの</p> <p>(2) 契約金額の5割以上の増を伴うもの(変更後の契約金額が1,000万円以上となる場合に限る。)</p> <p>(3) (1)及び(2)以外のもの</p>	<p><input type="radio"/></p>	<p><input type="radio"/></p>	<p><input type="radio"/></p>	<p>○鳥取空港 管理事務 所長</p>
<p>4 空港維持管理工事に係る請負契約の締結を随意契約の方法によること</p> <p>(一) 請負対象設計金額が1,000万円以上7,000万円未満の電気設備工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が1,000万円未満の工事に係るもの</p>	<p><input type="radio"/></p>	<p><input type="radio"/></p>	<p><input type="radio"/></p>	<p>○鳥取空港 管理事務 所長</p>
<p>5 空港維持管理工事に係る請負契約の締結の決定</p> <p>(一) 請負対象設計金額が1,000万円以上7,000万円未満の電気設備工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が1,000万円未満の工事に係るもの</p>	<p><input type="radio"/></p>	<p><input type="radio"/></p>	<p><input type="radio"/></p>	<p>○鳥取空港 管理事務 所長</p>
<p>6 空港維持管理工事に係る設計又は監督の委託の決定</p> <p>(一) 契約の対象となる部分の金額が1,000万円以上7,000万円未満の電気設備工事に係るもの</p> <p>(二) 契約の対象となる部分の金額が1,000万円未満の工事に係るもの</p>	<p><input type="radio"/></p>	<p><input type="radio"/></p>	<p><input type="radio"/></p>	<p>○鳥取空港 管理事務 所長</p>
<p>7 空港維持管理工事に係る一般競争入札又は指名競争入札の執行</p> <p>(一) 請負対象設計金額が1,000万円以上7,000万円未満の電気設備工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が1,000万円未満の工事に係るもの</p>	<p><input type="radio"/></p>	<p><input type="radio"/></p>	<p><input type="radio"/></p>	<p>○鳥取空港 管理事務 所長</p>
<p>1 同規則第5条第1項又は第2項の規定による契約書の作成(請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額。以下二において同じ。)が1,000万円以上7,000万円未満の電気設備工事に係るものに限る。)</p>	<p><input type="radio"/></p>	<p><input type="radio"/></p>	<p><input type="radio"/></p>	<p>○鳥取空港 管理事務 所長</p>
<p>二 空港維持管理工事に係る鳥取県建設工事執行規則(昭和48</p>	<p><input type="radio"/></p>	<p><input type="radio"/></p>	<p><input type="radio"/></p>	<p>○鳥取空港 管理事務 所長</p>



<p>14 同規則第36条第7項後段、第37条後段、第40条後段及び第40条の2第3項(同規則第68条第2項において準用する場合を含む。)の規定による必要な負担の決定(工事費が1,000万円以上7,000万円未満の電気設備工事及び1,000万円未満の工事に係るものに限る。)</p>	○	鳥取空港 管理事務 所長
<p>15 同規則第39条第4項の規定による工事の内容の変更等(工事費が1,000万円以上7,000万円未満の電気設備工事及び1,000万円未満の工事に係るものに限る。)</p>	○	鳥取空港 管理事務 所長
<p>16 同規則第40条前段の規定による工事の内容の変更等(工事費が1,000万円以上7,000万円未満の電気設備工事及び1,000万円未満の工事に係るものに限る。)</p>	○	鳥取空港 管理事務 所長
<p>17 同規則第40条の2第1項及び第2項の規定による工事の施工の一時中止(工事費が1,000万円以上7,000万円未満の電気設備工事及び1,000万円未満の工事に係るものに限る。)</p>	○	鳥取空港 管理事務 所長
<p>18 同規則第41条の規定による工期の延長の承認(工事費が1,000万円以上7,000万円未満の電気設備工事及び1,000万円未満の工事に係るものに限る。)</p>	○	鳥取空港 管理事務 所長
<p>19 同規則第42条第1項の規定による工期の短縮の要求(工事費が1,000万円以上7,000万円未満の電気設備工事及び1,000万円未満の工事に係るものに限る。)</p>	○	鳥取空港 管理事務 所長
<p>20 同規則第42条第2項の規定による工期の短縮の要求(工事費が1,000万円以上7,000万円未満の電気設備工事及び1,000万円未満の工事に係るものに限る。)</p>	○	鳥取空港 管理事務 所長
<p>21 同規則第42条第3項の規定による請負代金の額の変更及び必要な費用の負担の決定(工事費が1,000万円以上7,000万円未満の電気設備工事及び1,000万円未満の工事に係るものに限る。)</p>	○	鳥取空港 管理事務 所長
<p>22 同規則第43条の規定による請負代金の額の変更の決定(請負対象設計金額が1,000万円以上7,000万円未満の電気設備工事及び1,000万円未満の工事に係るものに限る。)</p>	○	鳥取空港 管理事務 所長
<p>23 同規則第45条第5項の規定による費用の負担の協議(請負対象設計金額が1,000万円以上7,000万円未満の電気設備工事及び1,000万円未満の工事に係るものに限る。)</p>	○	鳥取空港 管理事務 所長
<p>24 同規則第48条第2項の規定による天災その他不可抗力による損害の調査及び確認(工事費が1,000万円以上7,000万円未満の電気設備工事及び1,000万円未満の工事に係るものに限る。)</p>	○	鳥取空港 管理事務 所長
<p>25 同規則第49条第1項の規定による設計図書の変更の決定(工事費が1,000万円以上7,000万円未満の電気設備工事及び1,000万円未満の工事に係るものに限る。)</p>	○	鳥取空港 管理事務 所長
<p>26 同規則第59条第2項(同規則第56条第2項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払(請負対象設計金額が1,000万円以上7,000万円未満の電気設備工事及び1,000万円未満の工事に係るものに限る。)</p>	○	鳥取空港 管理事務 所長
<p>27 同規則第61条第2項の規定による請負代金の前金払(請負対象設計金額が1,000万円以上7,000万円未満の電気設備工事及び1,000万円未満の工事に係るものに限る。)</p>	○	鳥取空港 管理事務 所長

1,000万円未満の工事に係るものに限る。)									
28	同規則第66条第1項の規定による工事の出来形部分等の確認(請負対象設計金額が1,000万円以上7,000万円未満の電気設備工事及び1,000万円未満の工事に係るものに限る。)							鳥取空港 管理事務 所長	
29	同規則第66条第4項の規定による請負代金の部分払(請負対象設計金額が1,000万円以上7,000万円未満の電気設備工事及び1,000万円未満の工事に係るものに限る。)							鳥取空港 管理事務 所長	
30	同規則第67条第1項の規定による請負代金の代理受領の承認(請負対象設計金額が1,000万円以上7,000万円未満の電気設備工事及び1,000万円未満の工事に係るものに限る。)							鳥取空港 管理事務 所長	
31	同規則第69条第1項及び第70条第1項の規定による請負契約の解除(請負対象設計金額が1,000万円以上7,000万円未満の電気設備工事及び1,000万円未満の工事に係るものに限る。)								
32	同規則第72条第7項の規定による当該物件の処分等の決定(請負対象設計金額が1,000万円以上7,000万円未満の電気設備工事及び1,000万円未満の工事に係るものに限る。)								
33	同規則第72条第1項の規定による請負代金の支払(請負対象設計金額が1,000万円以上7,000万円未満の電気設備工事及び1,000万円未満の工事に係るものに限る。)							鳥取空港 管理事務 所長	

別表第二交通政策推進の項の次に女性青少年課の項として次のように加える。

女性青少年課	鳥取県青少年健全育成条例(昭和55年12月鳥取県条例第34号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第8条の規定による優良図書等の推奨	○			
		2 同条例第13条第1項及び第2項の規定による有害図書類の指定及びその旨の告示	○			
		3 同条例第17条第4項の規定による有害図書類の除去等の命令	○			
		4 同条例第17条の5第3項の規定による措置を講ずることの指示	○			
		5 同条例第17条の6第4項の規定による営業広告物の除去等の指示	○			
		6 同条例第17条の7第1項及び第2項の規定によるテレホンクラブ等の営業の停止又は廃止の命令	○			
		7 同条例第17条の11第3項の規定による利用カードの除去等の命令	○			
		8 同条例第22条第1項の規定による資料の提出の要求及び書店、テレホンクラブ等営業所等への立入調査等	○			
		9 同条例第22条第2項の規定によるテレホンクラブ等営業所等への立入調査等	○			

別表第二 福祉保健課の項に次の一号を加える。

<p>十 鳥取県福祉のまちづくり条例(平成8年6月鳥取県条例第18号)に基づく知事の権限に属する事務</p>	<p>1 同条例第15条第2項の規定による適合証の交付</p> <p>2 同条例第16条の規定による届出の受理                  (一) 建築物に係るもの(鳥取市、米子市及び境港市の区域に係るものを除く。3の(一)、4の(一)、5の(一)、9の(一)、10の(一)において同じ。)                  (1) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの                  (2) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの                  (3) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの                  (四) 路外駐車場に係るもの(市部の区域に係るものを除く。3の(二)、4の(二)、5の(二)、9の(二)、10の(二)において同じ。)</p> <p>3 同条例第17条の規定による指導及び助言                  (一) 建築物に係るもの                  (1) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの                  (2) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの                  (3) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの                  (二) 路外駐車場に係るもの</p> <p>4 同条例第18条の規定による工事の完了の届出の受理                  (一) 建築物に係るもの</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>鳥取土木事務所 倉吉土木事務所 米子土木事務所 倉吉土木事務所 米子土木事務所 鳥取土木事務所 倉吉土木事務所 米子土木事務所 倉吉土木事務所 米子土木事務所 鳥取土木事務所 倉吉土木事務所 米子土木事務所</p>
<p>5 同条例第19条の規定による立入調査                  (一) 建築物に係るもの                  (1) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの                  (2) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの                  (3) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの                  (二) 路外駐車場に係るもの</p>	<p>6 同条例第20条第1項の規定による届出を行うことの勧告</p> <p>7 同条例第20条第2項の規定による必要な措置を講ずべきことの勧告</p> <p>8 同条例第21条の規定による勧告に従わない旨の公表</p> <p>9 同条例第24条第1項の規定による通知の受理                  (一) 建築物に係るもの                  (1) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの                  (2) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>鳥取土木事務所 倉吉土木事務所 米子土木事務所 倉吉土木事務所 米子土木事務所 鳥取土木事務所 倉吉土木事務所 米子土木事務所 鳥取土木事務所 倉吉土木事務所 米子土木事務所 鳥取土木事務所 倉吉土木事務所 米子土木事務所</p>





31 同法附則第11項の規定による指定物質排出施設の様子の報告の要求

								<input type="checkbox"/>	保健所長
--	--	--	--	--	--	--	--	--------------------------	------

別表第一「飲食店営業」の項第二十三号中「第14条の2第1項」の次に「又は第2項」を加へ、同号中

10 同法第14条の2第2項の規定による応急の措置の命令

								<input type="checkbox"/>	保健所長
--	--	--	--	--	--	--	--	--------------------------	------

を

10 同法第14条の2第3項の規定による応急の措置の命令

								<input type="checkbox"/>	保健所長
--	--	--	--	--	--	--	--	--------------------------	------

10の2 同法第14条の3第1項又は第2項の規定による地下水の水質の浄化措置命令

								<input type="checkbox"/>	保健所長
--	--	--	--	--	--	--	--	--------------------------	------

同号中「第14条の6第2項(第14条の6第5項)や「第14条の7第2項(第14条の7第5項)」並びに「第14条の6第4項(第14条の6第5項)や「第14条の7第4項(第14条の7第5項)」並びに「第14条の7第5項」や「第14条の8第5項」並びに「公共施設等」の項第三号中「第8条第3項」や「第8条第2項」及び「延期等」や「延期」並びに「回覧票」及び「及び工事の着手の期間又は完了期日」並びに「回覧票」中「第4条第3項」や「第4条第2項」並びに「及び期間の伸長」並びに「回覧票」中「第9条」や「第12条」並びに「回覧票」並びに「9の次に次のように加える。

7 同法第18条の2第2項の規定による調査及び適切な措置の実施

								<input type="checkbox"/>	保健所長
--	--	--	--	--	--	--	--	--------------------------	------

別表第一県民生活課の項第三十号中14の次に次のように加える。

14の2 同法第11条の3第2項の規定による内容所の開設者の地位の承継の届出の受理

								<input type="checkbox"/>	保健所長
--	--	--	--	--	--	--	--	--------------------------	------

別表第二県民生活課の項第三十号15中「第11条の3」や「第11条の4」の次に「回第二十四号中14の次に次のように加える。

14の2 同法第12条の2の規定による美容所の開設者の地位の承継の届出の受理

								<input type="checkbox"/>	保健所長
--	--	--	--	--	--	--	--	--------------------------	------

別表第二県民生活課の項第二十四号5中「第12条の2」や「第12条の3」の次に「回第二十八号中2の次に次のように加える。

2の2 同法第5条の3第2項の規定によるクリーニング所の営業者の地位の承継の届出の受理

								<input type="checkbox"/>	保健所長
--	--	--	--	--	--	--	--	--------------------------	------

別表第二県民生活課の項第十二号中「高圧ガス取締法」や「高圧ガス保安法」並びに「回第二号中2の項」並びに「4の項」並びに「5の項」並びに「6の項」並びに「9の項」並びに「回第二号中2の項」並びに「18条第2項」や「第18条第3項」並びに「回第二号中2の項」並びに「18条第3項」

13 同法第20条の規定による高圧ガスの製造等のための施設等の完成検査

								<input type="checkbox"/>	保健所長
--	--	--	--	--	--	--	--	--------------------------	------

9 同法第20条の規定による高圧ガスの製造等のための施設等の完成検査

								<input type="checkbox"/>	保健所長
--	--	--	--	--	--	--	--	--------------------------	------

10 同法第20条の5第2項の規定による改善の報告又は同条第3項の規定による公表

								<input type="checkbox"/>	保健所長
--	--	--	--	--	--	--	--	--------------------------	------

11 同法第20条の6第2項の規定による技術上の基準に従って販売すべきこと命令

								<input type="checkbox"/>	保健所長
--	--	--	--	--	--	--	--	--------------------------	------

14の2

15 同法第22条第3項の規定による高圧ガス等の検査

								<input type="checkbox"/>	保健所長
--	--	--	--	--	--	--	--	--------------------------	------





管理に関する条例 (平成9年3月鳥取県条例第2号)	3 同条例第5条の規定による必要な措置の命令及び必要な指示	<input type="checkbox"/>								
	4 同条例第6条の規定による利用の許可の取消し	<input type="checkbox"/>								
	5 同条例第8条の規定による利用料の減免	<input type="checkbox"/>								

別表第一農林水産部共便の項第二号中「及び」を削り、「4を2と」、「5を13」と改定し、

14 同規則第33条の規定による措置の要求	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○ 地方農林 振興局長
-----------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	----------------

12 同規則第33条第1項及び第2項の規定による措置の要求	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○ 地方農林 振興局長
13 同規則第36条第7項、第37条後段、第39条第5項、第40条後段及び第40条の2第3項の規定による工期又は請負代金の額の変更	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事 (請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に 金額が2億円以上となる 工事を含む。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(二) 請負対象設計金額 (請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に 金額が2億円以上となる 工事を含む。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。)(三)及び(四)において同じ。)が1億円以上2億円未満の工事に係るもの

(三) 請負対象設計金額が7,000万円以上1億円未満の工事に係るもの

(四) 請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの

14 同規則第36条第7項後段、第37条後段、第40条後段及び第40条の2第3項 (同規則第33条第2項において準用する場合を含む。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○ 地方農林 振興局長
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事 (請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に 金額が2億円以上となる 工事を含む。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(二) 請負対象設計金額 (請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に 金額が2億円以上となる 工事を除く。)(三)において同じ。)が1億円以上2億円未満の工事に係るもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

同規則第39条第3項、同規則第39条第4項、同規則第40条第1項前段、同規則第40条前段、同規則第40条中「及び」を削り、「同規則第39条第3項、第40条の2第1項及び第2項、同規則第40条中「及び」を削り、

と改定し

<p>22 同規則第43条第1項の規定による工期の短縮の要求</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事 (請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。) に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額 (請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合) については、当初の請負対象設計金額 (変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。) が2億円未満の工事に係るもの</p>	<p><input type="radio"/></p> <p><input type="radio"/></p> <p><input type="radio"/></p> <p><input type="radio"/></p> <p><input type="radio"/></p> <p><input type="radio"/></p>
--	---

<p>19 同規則第42条第1項の規定による工期の短縮の要求</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事 (請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。) に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額 (請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合) については、当初の請負対象設計金額 (変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。) が2億円未満の工事に係るもの</p>	<p><input type="radio"/></p> <p><input type="radio"/></p> <p><input type="radio"/></p> <p><input type="radio"/></p> <p><input type="radio"/></p> <p><input type="radio"/></p>
<p>20 同規則第42条第2項の規定による通常必要とされる工期に満たない工期への変更の要求</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事</p>	<p><input type="radio"/></p> <p><input type="radio"/></p> <p><input type="radio"/></p> <p><input type="radio"/></p> <p><input type="radio"/></p> <p><input type="radio"/></p>

<p>21 同規則第42条第3項の規定による請負代金の変更及び必要な負担の決定</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事 (請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。) に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額 (請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合) については、当初の請負対象設計金額 (変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。) が2億円未満の工事に係るもの</p>	<p><input type="radio"/></p> <p><input type="radio"/></p> <p><input type="radio"/></p> <p><input type="radio"/></p> <p><input type="radio"/></p>
---	--

<p>29 同規則第48条第5項の規定による費用の負担の協議</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事 (請負契約の締結後に請負対象設計金額</p>	<p><input type="radio"/></p> <p><input type="radio"/></p> <p><input type="radio"/></p> <p><input type="radio"/></p> <p><input type="radio"/></p>
--	--

23 及び 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

<p>を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。)に係るもの</p> <p>(一) 請負対象設計金額 (請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額 (変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。)(二)において同じ。)が1億円以上2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
---	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------

<p>25 同規則第49条第1項の規定による設計図書の変更の決定</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事 (請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。)に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額 (請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額 (変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。)(三)において同じ。)が1億円以上2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
--	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------

に於て

を

30及び31を削り、32を26とし、33を38から39へ変更し、40を34とし、41を35とし、「第66条第3項」を「第66条第4項」に改め、回中39を33とし、

<p>42 同規則第69条第2項 (同規則第70条第3項及び第71条第2項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払</p> <p>(一) 請負対象設計金額 (請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額。(二)において同じ。)が7,000万円以上の工事 (請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。)に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額 (変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。)が7,000万円未満の工事に係るもの</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
---	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------

を

<p>36 同規則第72条第1項の規定による請負代金の支払</p> <p>(一) 請負対象設計金額 (請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額。(二)において同じ。)が7,000万円以上の工事 (請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。)に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額 (変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。)が7,000万円未満の工事に係るもの</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<p>37 同規則第72条第7項の規定による当該物件の処分等の決定</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事 (請負契約の締結後に請負対象設計金額</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

に於て

を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。)に係るもの

(一) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。)(二)において同じ。)が1億円以上2億円未満の工事に係るもの

(三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの

<input type="checkbox"/>					
<input type="checkbox"/>					
<input type="checkbox"/>					
<input type="checkbox"/>					
<input type="checkbox"/>					
<input type="checkbox"/>					

43を削り、同表農政課の項第一号中6を次のように改める。

6 同法第8条第4項の規定による農業振興地域整備計画の認可	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地方農林振興局長
-------------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	----------

別表第一農政課の項第一号中7の次に次のように加える。

7の2 同法第11条第5項の規定による農用地利用計画の決定に伴う審査の申立てに対する裁決	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地方農林振興局長
--	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	----------

別表第一農政課の項第一号中

8 同法第13条第2項の規定による農業振興地域整備計画を変更するための措置をとるべきことの指示	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
---	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--

8 同法第13条第2項の規定による農業振興地域整備計画を変更するための措置をとるべきことの指示	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地方農林振興局長
---	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	----------

を

8の2 同法第13条第3項の規定による農業振興地域整備計画の変更の認可	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地方農林振興局長
8の3 同法第13条第3項の規定による広域農業振興整備計画の変更	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

16を削り、15の次に次のように加える。

16 同法第15条の17の規定による農用地区域外の区域内における開発行為についての勸告	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
---	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--

別表第二経営指導課の項第二十四号中15の次に次のように加える。

15の2 同規則第23条の規定による研修を受けることができる者の決定	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	農業大学校長
15の3 同規則第24条の規定による受講願書の受理	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	農業大学校長
15の4 同規則第25条の規定による受講の許可	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	農業大学校長

別表第二経営指導課の項中第二十五号及び第二十六号を削り、第二十七号を第二十五号とし、第二十八号を第二十六号とし、第二十九号を第二十七号とし、同表農産園芸課の項中第十六号及び第十七号を削り、第十八号を第十六号とし、同表畜産課の項中第二十号及び第二十一号を削り、第二十二号を第二十号とし、同表耕地課の項第一号中2及び3を削り、4を2とし、5から13までを1ずつ繰り上げ、

14 同規則第33条の規定による措置の要求	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	大山農地開発局長
-----------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	----------

を

12 同規則第33条第1項及び第2項の規定による措置の要求	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	大山農地開発局長
-------------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	----------



<p>13 同規則第36条第7項、第37条後段、第39条第5項、第40条後段及び第40条の2第3項の規定による工期又は請負代金の額の変更</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事 (請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。)</p> <p>に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額 (請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合には、当初の請負対象設計金額 (変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。)) (三)及び(四)において同じ。)が1億円以上2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(三) 請負対象設計金額が7,000万円以上1億円未満の工事に係るもの</p> <p>(四) 請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>												
<p>14 同規則第36条第7項後段、第37条後段、第40条後段及び第40条の2第3項 (同規則第68条第2項において準用する場合を含む。)の規定による必要な負担の決定</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事 (請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。)</p> <p>に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額 (請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合において、当初の請負対象設計金額 (変更後</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>												
<p>大山農地 開発局長</p>	<p>はぎ</p>	<p>はぎ</p>	<p>はぎ</p>	<p>はぎ</p>	<p>はぎ</p>	<p>はぎ</p>	<p>はぎ</p>	<p>はぎ</p>	<p>はぎ</p>	<p>はぎ</p>	<p>はぎ</p>	<p>はぎ</p>	<p>はぎ</p>
<p>の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。)) (三)において同じ。)が1億円以上2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの</p>	<p>○</p>												
<p>「 同規則第43条第1項の規定による工期の短縮の要求</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事 (請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。)) に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額 (請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合において、当初の請負対象設計金額 (変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。))が2億円未満の工事に係るもの</p>	<p>○</p> <p>○</p>												
<p>「 同規則第42条第1項の規定による工期の短縮の要求</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事 (請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。)</p> <p>に係るもの</p>	<p>○</p>												

<p>(二) 請負対象設計金額 (請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額 (変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。)) が2億円未満の工事に係るもの</p>	○				
<p>20 同規則第42条第2項の規定による通常必要とされる工期に満たない工期への変更の要求</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事 (請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含ま。)</p> <p>に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額 (請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額 (変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。)) が2億円未満の工事に係るもの</p>	○				
<p>21 同規則第42条第3項の規定による請負代金の変更及び必要な負担の決定</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事 (請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含ま。)</p> <p>に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額 (請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額 (変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる</p>	○				

いおろ

<p>場合を除く。)) が2億円未満の工事に係るもの</p>					
--------------------------------	--	--	--	--	--

いおろ

<p>29 同規則第48条第5項の規定による費用の負担の協議</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事 (請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含ま。)</p> <p>に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額 (請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額 (変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。)) (三)において同じ。) が1億円以上2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの</p>	○				
---	---	--	--	--	--

いおろ

<p>25 同規則第49条第1項の規定による設計図書の変更の決定</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事 (請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含ま。)</p> <p>に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額 (請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額が2億円以上となる</p>	○				
---	---	--	--	--	--

いおろ

23及び24を削り、同号25中「第44条」を「第43条」に改め、同号中25を22とし、26を23とし、27を22とし、28を25とす。

いおろ

いおろ

いおろ

ては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。）(三)において同じ。)が1億円以上2億円未満の工事に係るもの  
 (三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの

30及び31を並び、32を26とし、33から38までを27と改題し、39を34と改題し、40を35と改題し、「第66条第3項」を「第66条第4項」と改題し、同条中36を37と改題し、41を36と改題し、

42 同規則第69条第2項（同規則第70条第3項及び第71条第2項において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払  
 (一) 請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合においては、当初の請負対象設計金額。(二)において同じ。)が7,000万円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。）に係るもの  
 (二) 請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。）が7,000万円未満の工事に係るもの

○大山農地  
 開発局長

36 同規則第72条第1項の規定による請負代金の支払  
 (一) 請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合においては、当初の請負対象設計金額。(二)において同じ。)が7,000万円以上の工事（請

負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。)に係るもの  
 (二) 請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。）が7,000万円未満の工事に係るもの

○大山農地  
 開発局長

に於て

37 同規則第72条第7項の規定による当該物件の処分等の決定  
 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。）に係るもの  
 (二) 請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合においては、当初の請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。)(三)において同じ。)が1億円以上2億円未満の工事に係るもの  
 (三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの

38を29と改題し、39を38と改題し、40を39と改題し、「林業等振興資金融通暫定措置法」と改題し、「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法」と改題し、同法中同法第6条の次に次を挿入する。

六の二	林業労働力及び変更	1 同法第4条の規定による基本計画の策定	○				
	の確保に関する法	2 同法第5条第3項の規定による改善計画について計画の認定	○				

律(平成8年法律第45号)に基づく知事の権限に属する事務	3	同法第6条第1項の規定による改善措置についての計画の変更の認定	<input type="checkbox"/>			
	4	同法第6条第2項の規定による改善措置についての計画の認定の取消し	<input type="checkbox"/>			
	5	同法第11条第1項の規定による林業労働力確保支援センターの指定	<input type="checkbox"/>			
	6	同法第11条第3項の規定による林業労働力確保支援センター変更届出書の受理	<input type="checkbox"/>			
	7	同法第19条の規定による資金貸付業務規程の認可及び変更の認可	<input type="checkbox"/>			
	8	同法第20条第1項の規定による事業計画書及び収支予算書の認可	<input type="checkbox"/>			
	9	同法第22条の規定による林業労働力確保支援センターに対する報告書の提出の要求	<input type="checkbox"/>			
	10	同法第23条の規定による林業労働力確保支援センターに対する監督命令	<input type="checkbox"/>			
	11	同法第24条の規定による林業労働力確保支援センターの指定の取消し	<input type="checkbox"/>			
	六の二	木材の安定供給の確保に関する特別措置法(平成8年法律第7号)に基づく知事の権限に属する事務				

6	同法第4条第5項(同法第5条第3項及び第6条第2項において準用する場合を含む。)の規定による意見の聴取	<input type="checkbox"/>			
7	同法第4条第6項(同法第5条第3項において準用する場合を含む。)の規定による農林水産大臣への報告	<input type="checkbox"/>			
8	同法第5条第2項の規定による事業計画の認定の取消し	<input type="checkbox"/>			
9	同法第6条第2項の規定による協議の受理	<input type="checkbox"/>			
10	同法第10条第3項の規定による森林法に基づく森林施業計画の取消し (一) 二以上の地方農林振興局の管轄区域に係るもの (二) (一)以外のもの	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>
11	同法第16条の規定による報告の要求	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>

別表第二森林保全課の項第七号中一の次に次のように加える。

1の2	同法第5条第2項の規定による特別伐倒駆除命令	<input type="checkbox"/>	地方農林振興局長
1の3	同法第5条第3項の規定による保管伐倒駆除命令	<input type="checkbox"/>	地方農林振興局長

同法第11条第3項の「同法第5条第4項」及び「第3条第3項」や「第3条第5項」並びに「第5条第2項」や「第5条第4項」並びに「第3条第5項」や「第3条第7項」並びに「第5条第2項」や「第5条第4項」並びに「第3条第8項」や「第3条第10項」並びに「第5条第2項」や「第5条第4項」や「第5条第2項」並びに「第5条第4項」並びに「第5条第2項」及び「第5条第4項」の次に次のように加える。

8の2 同法第7条の3第1項の規定による 防除実施基準の策定及び変更	<input type="checkbox"/>			
8の3 同法第7条の5第1項の規定による 高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の 区域の指定及び変更	<input type="checkbox"/>			
8の4 同法第7条の6第1項の規定による 樹種転換促進指針の策定及び変更	<input type="checkbox"/>			
8の5 同法第7条の7の規定による森林組 合等に対する樹種転換の促進のための助言、 指導及び勧告		<input type="checkbox"/>		地方農林 振興局長
8の6 同法第7条の8の規定による樹種転 換を促進すべき特定森林の公表	<input type="checkbox"/>			
8の7 同法第7条の9第1項の規定による 地区防除指針の策定及び変更	<input type="checkbox"/>			

別表第二森林保全課の項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、同表水産課の項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号から第十六号までの一号を繰り上げ、同表漁業課の項第一号中「漁港工事」を「漁港工事等」とし、「漁港整備事業」の次に「及び沿岸漁場整備開発事業」を加え、「国民線」中「漁港工事」を「漁港工事等」に改め、2及び3を削り、4を2とし、5から13までの11を繰り上げ、

14 同規則第33条の規定による措置の要求	<input type="checkbox"/>			
-----------------------	--------------------------	--	--	--

12 同規則第33条第1項及び第2項の規定に よる措置の要求	<input type="checkbox"/>			
13 同規則第36条第7項、第37条後段、第39 条第5項、第40条後段及び第40条の2第3				

項の規定による工期又は請負代金の額の変 更	<input type="checkbox"/>			
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事 (請負契約の締結後に請負対象設計金額 を変更した場合に変更後の請負対象設計 金額が2億円以上となる工事を含む。) に係るもの	<input type="checkbox"/>			
(二) 請負対象設計金額 (請負契約の締結後 に請負対象設計金額を変更した場合にあっ ては、当初の請負対象設計金額 (変更後 の請負対象設計金額が2億円以上となる 場合を除く。)(三)において同じ。)が1 億円以上2億円未満の工事に係るもの	<input type="checkbox"/>			
(三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事 に係るもの	<input type="checkbox"/>			

14 同規則第36条第7項後段、第37条後段、 第40条後段及び第40条の2第3項 (同規則 第88条第2項において準用する場合を含む。) の規定による必要な負担の決定	<input type="checkbox"/>			
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事 (請負契約の締結後に請負対象設計金額 を変更した場合に変更後の請負対象設計 金額が2億円以上となる工事を含む。) に係るもの	<input type="checkbox"/>			
(二) 請負対象設計金額 (請負契約の締結後 に請負対象設計金額を変更した場合にあっ ては、当初の請負対象設計金額 (変更後 の請負対象設計金額が2億円以上となる 場合を除く。)(三)において同じ。)が1 億円以上2億円未満の工事に係るもの	<input type="checkbox"/>			

に於て

(B) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
----------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------

回中19中「第39条第3項」や「第39条第4項」は、回中19中「第40条第1項前段」や「第40条前段」は、回中19中「第40条第3項」や「第40条の2第1項及び第2項」は、回中19中「第40条第1項」を指し、

22 同規則第43条第1項の規定による工期の短縮の要求	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に、変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。）に係るもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(二) 請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に、当初の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。）が2億円未満の工事に係るもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

19 同規則第42条第1項の規定による工期の短縮の要求	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に、変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。）に係るもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(二) 請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に、当初の請負対象設計金額（変更後は、当初の請負対象設計金額）に係るもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。）が2億円未満の工事に係るもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
---	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------

20 同規則第42条第2項の規定による通常必要とされる工期に満たない工期への変更の要求

(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に、変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。）に係るもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(二) 請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に、当初の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。）が2億円未満の工事に係るもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

21 同規則第42条第3項の規定による請負代金の変更及び必要な負担の決定	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に、変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。）に係るもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(二) 請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額）に係るもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

に於て

23及び24を削り、「同中25中「第44条」を「第43条」に改め、「同中25を22とし、26を23とし、27を24とし、28を削り、

29 同規則第48条第5項の規定による費用の負担の協議	<input type="checkbox"/>				
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事 (請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含まむ。)に係るもの	<input type="checkbox"/>				
(二) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合)については、当初の請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。)(三)において同じ。)が1億円以上2億円未満の工事に係るもの	<input type="checkbox"/>				
(三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの	<input type="checkbox"/>				

25 同規則第49条第1項の規定による設計図書の変更の決定	<input type="checkbox"/>				
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事 (請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含まむ。)に係るもの	<input type="checkbox"/>				
(二) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合)については、当初の請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。)(三)において同じ。)が1億円以上2億円未満の工事に係るもの	<input type="checkbox"/>				

(三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの

42 同規則第69条第2項(同規則第70条第3項及び第71条第2項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払	<input type="checkbox"/>				
---	--------------------------	--	--	--	--

36 同規則第72条第1項の規定による請負代金の支払	<input type="checkbox"/>				
37 同規則第72条第7項の規定による当該物件の処分等の決定	<input type="checkbox"/>				
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事 (請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含まむ。)に係るもの	<input type="checkbox"/>				
(二) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合)については、当初の請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。)(三)において同じ。)が1億円以上2億円未満の工事に係るもの	<input type="checkbox"/>				
(三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの	<input type="checkbox"/>				

43を削り、「同表土木部共通の項第二号中2及び3を削り、4を2とし、5から13までを1から繰り上げ、

14 同規則第33条の規定による措置の要求					
(一) 請負対象設計金額が7,000万円以上の工事に係るもの			<input type="radio"/>		
(二) 請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの				<input type="radio"/>	土木事務所長

や

12 同規則第33条第1項及び第2項の規定による措置の要求					
(一) 請負対象設計金額が7,000万円以上の工事に係るもの			<input type="radio"/>		
(二) 請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの				<input type="radio"/>	土木事務所長

13 同規則第36条第7項、第37条後段、第39条第5項、第40条後段及び第40条の2第3項の規定による工期又は請負代金の額の変更					
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの			<input type="radio"/>		
(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの				<input type="radio"/>	
(1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの			<input type="radio"/>		
(2) 工事費が7,000万円以上1億円未満の工事に係るもの			<input type="radio"/>		
(3) 工事費が7,000万円未満の工事に係るもの				<input type="radio"/>	
イ 請負代金の額の変更				<input type="radio"/>	土木事務所長
ロ 工期の変更			<input type="radio"/>		
14 同規則第36条第7項後段、第37条後段、第40条後段及び第40条の2第3項(同規則					

いざよ

第68条第2項において準用する場合を含む。)の規定による必要な費用の負担の決定					
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの			<input type="radio"/>		
(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの				<input type="radio"/>	
(1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの			<input type="radio"/>		
(2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの				<input type="radio"/>	

同規則第39条第3項」や「第39条第4項」いざよ「第40条第1項前段」  
 や「第40条前段」いざよ「同規則第39条第3項」や「第40条第2項第1項及び第2項」いざよ「同規則第39条第3項」や「第40

や

22 同規則第43条第1項の規定による工期の短縮の要求					
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの			<input type="radio"/>		
(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの				<input type="radio"/>	
(1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの			<input type="radio"/>		
(2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの				<input type="radio"/>	

19 同規則第42条第1項の規定による工期の短縮の要求					
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの			<input type="radio"/>		
(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの				<input type="radio"/>	



に係るもの (1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
20 同規則第42条第2項の規定による通常必要とされる工期に満たない工期への変更の要求 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
21 同規則第42条第3項の規定による請負代金の変更及び必要な費用の負担の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

ひがさ

23及び24を削り、回字25中「第44条」を「第43条」に改め、回字中25を22とし、26を23とし、27を24とし、28を削る。

29 同規則第48条第5項の規定による費用の

負担の協議 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
---	--------------------------	--------------------------	--	--	--

や

25 同規則第49条第1項の規定による設計図書の変更の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
---	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--	--

ひがさ

30及び31を削り、32を26とし、33から38までをいじり繰り上げ、回字39中「第66条第3項」を「第66条第4項」に改め、回字中39を33とし、40を34とし、41を35とし、

42 同規則第69条第2項(同規則第70条第3項及び第71条第2項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払 (一) 請負対象設計金額が7,000万円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	土木事務 所長
---	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	------------

や



14 同規則第33条の規定による措置の要求					
(一) 請負対象設計金額が7,000万円以上の工事に係るもの	<input type="radio"/>				
(二) 請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの	<input type="radio"/>				
(1) 空港整備事業に係るもの	<input type="radio"/>				
(2) 港湾・海岸整備事業に係るもの	<input type="radio"/>				
				<input type="radio"/>	鳥取港湾事務所長

や

12 同規則第33条第1項及び第2項の規定による措置の要求					
(一) 請負対象設計金額が7,000万円以上の工事に係るもの	<input type="radio"/>				
(二) 請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの	<input type="radio"/>				
(1) 空港整備事業に係るもの	<input type="radio"/>				
(2) 港湾・海岸整備事業に係るもの	<input type="radio"/>				
				<input type="radio"/>	鳥取港湾事務所長
13 同規則第36条第7項、第37条後段、第39条第5項、第40条後段及び第40条の2第3項の規定による工期又は請負代金の額の変更					
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの	<input type="radio"/>				
(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの	<input type="radio"/>				
(1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの	<input type="radio"/>				
(2) 工事費が7,000万円以上1億円未満の工事に係るもの	<input type="radio"/>				

いさゝ

14 同規則第36条第7項後段、第37条後段、第40条後段及び第40条の2第3項(同規則第68条第2項において準用する場合を含む。)の規定による必要な負担の決定					
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの	<input type="radio"/>				
(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの	<input type="radio"/>				
(1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの	<input type="radio"/>				
(2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの	<input type="radio"/>				
				<input type="radio"/>	鳥取港湾事務所長

22 同規則第43条第1項の規定による工期の短縮の要求					
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの	<input type="radio"/>				
(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの	<input type="radio"/>				
(1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの	<input type="radio"/>				

や

同規則第33条第1項及び第2項の規定による措置の要求  
 (一) 請負対象設計金額が7,000万円以上の工事に係るもの  
 (二) 請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの  
 (1) 空港整備事業に係るもの  
 (2) 港湾・海岸整備事業に係るもの

や

いさゝ

や

(2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
-----------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------

19 同規則第42条第1項の規定による工期の短縮の要求 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
20 同規則第42条第2項の規定による通常必要とされる工期に満たない工期への変更の要求 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
21 同規則第42条第3項の規定による請負代金の変更及び必要な負担の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

こが

(1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

23及び24を削り、回を25中「第44条」を「第43条」に改め、回中25を22とし、26を23とし、27を25とし、28を削る。

29 同規則第48条第5項の規定による費用の負担の協議 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
---	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------

を

25 同規則第49条第1項の規定による設計図書の変更の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
---	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------

こが

30及び31を削り、32を26とし、33から38までを削り、39を26とし、40を34とし、41を35とし、42を削る。

42 同規則第69条第2項(同規則第70条第3項及び第71条第2項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払 (一) 請負対象設計金額が7,000万円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの (1) 空港整備事業に係るもの (2) 港湾・海岸整備事業に係るもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	鳥取港湾事務所長
--	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	----------

を

36 同規則第72条第1項の規定による請負代金の支払 (一) 請負対象設計金額が7,000万円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの (1) 空港整備事業に係るもの (2) 港湾・海岸整備事業に係るもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	鳥取港湾事務所長
37 同規則第72条第7項の規定による当該物件の処分等の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

に

43を削り、同項中第八号の次に次の一号を加える。

八の二 鳥取県立みなとさかい交流館の設置及び管理に 関する条例(平成9年3月鳥取県条例第2号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第3条の規定による利用の許可	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	2 同条例第4条第2項の規定による入館の拒否及び退去の命令	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	3 同条例第5条の規定による必要な措置の命令	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	4 同条例第6条の規定による利用の許可の取消し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	5 同条例第8条の規定による使用料の減免	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

別表第二建築課の項第1号中2及び3を削り、4を2とし、5から13までを14とし、

14 同規則第33条の規定による措置の要求 (一) 請負対象設計金額が7,000万円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの (1) 建築工事に係るもの イ 特殊な技術を必要とする工事に係るもの ロ イ以外のもの (イ) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	鳥取土木事務所長
--	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	----------

<p>(ロ) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(イ) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(2) 設備工事に係るもの</p> <p>イ 請負対象設計金額が2,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>ロ 請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(イ) 特殊な技術を必要とする工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>b 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>c 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの</p>	<p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p>	<p>○ 倉吉土木事務所長</p> <p>○ 米子土木事務所長</p> <p>○ 鳥取土木事務所長</p> <p>○ 倉吉土木事務所長</p> <p>○ 米子土木事務所長</p>
<p>12 同規則第33条の規定による措置の要求</p> <p>(一) 請負対象設計金額が7,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 建築工事に係るもの</p> <p>イ 特殊な技術を必要とする工事に係るもの</p> <p>ロ イ以外のもの</p> <p>(イ) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(ロ) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの</p>	<p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p>	<p>○ 倉吉土木事務所長</p> <p>○ 鳥取土木事務所長</p> <p>○ 倉吉土木事務所長</p>
<p>(イ) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(2) 設備工事に係るもの</p> <p>イ 請負対象設計金額が2,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>ロ 請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(イ) 特殊な技術を必要とする工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>b 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>c 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>13 同規則第36条第7項、第37条後段、第39条第5項、第40条後段及び第40条の2第3項の規定による工期又は請負代金の額の変更</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの</p> <p>イ 工期の変更</p> <p>(イ) 建築工事に係るもの</p> <p>a 請負対象設計金額が7,000万円</p>	<p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p>	<p>○ 米子土木事務所長</p> <p>○ 鳥取土木事務所長</p> <p>○ 倉吉土木事務所長</p> <p>○ 米子土木事務所長</p>



(2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの								
20 同規則第42条第2項の規定による通常必要とされる工期に満たない工期への変更の要求								
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの								
(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの								
(1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの								
(2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの								
21 同規則第42条第3項の規定による請負代金の変更及び必要な負担の決定								
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの								
(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの								
(1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの								
(2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの								

に於て

23及び24を削り、同令第25中「第44条」を「第43条」に改め、同令第25を22とし、26を23とし、27を24とし、28を25とし、

29 同規則第48条第5項の規定による費用の負担の協議								
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの								

(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの								
(1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの								
(2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの								

を

25 同規則第49条第1項の規定による設計図書の変更の決定								
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの								
(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの								
(1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの								
(2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの								

に於て

30及び31を削り、32を26とし、33から35までを16まで繰り上げ、同第36及び37中「5,000万円」を「7,000万円」とし、同第38を30とし、39を31とし、40を32とし、同第41中「第66条第3項」を「第66条第4項」とし、「5,000万円」を「7,000万円」とし、同第42を33とし、43を34とし、44を35とし、

42 同規則第69条第2項 (同規則第70条第3項及び第71条第2項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払								
(一) 請負対象設計金額が7,000万円以上の工事に係るもの								
(二) 請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの								
(1) 建築工事に係るもの								



イ 特殊な技術を必要とする工事に係るもの ロ イ以外のもの (イ) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの (ロ) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの (ハ) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの (2) 設備工事に係るもの イ 請負対象設計金額が2,000万円以上の工事に係るもの ロ 請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に係るもの (イ) 特殊な技術を必要とする工事に係るもの (ロ) (イ)以外のもの a 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの b 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの c 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの	○	○	○	鳥取土木事務所長 倉吉土木事務所長 米子土木事務所長
---	---	---	---	----------------------------------

36 同規則第72条第1項の規定による請負代金の支払 (一) 請負対象設計金額が7,000万円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの (1) 建築工事に係るもの	○	○	○	
---	---	---	---	--

イ 特殊な技術を必要とする工事に係るもの ロ イ以外のもの (イ) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの (ロ) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの (ハ) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの (2) 設備工事に係るもの イ 請負対象設計金額が2,000万円以上の工事に係るもの ロ 請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に係るもの (イ) 特殊な技術を必要とする工事に係るもの (ロ) (イ)以外のもの a 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの b 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの c 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの	○	○	○	鳥取土木事務所長 倉吉土木事務所長 米子土木事務所長
---	---	---	---	----------------------------------

37 同規則第72条第7項の規定による当該物件の処分等の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの	○	○	○	
---	---	---	---	--

258

43を削り、同表住宅課の項第二号中2及び3を削り、4を2とし、5から13までを11に繰り上げ、

14	<p>同規則第33条の規定による措置の要求</p> <p>(一) 請負対象設計金額が7,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 建築工事に係るもの</p> <p>イ 特殊な技術を必要とする工事に係るもの</p> <p>ロ イ以外のもの</p> <p>(イ) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(ロ) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(ハ) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(2) 設備工事に係るもの</p> <p>イ 請負対象設計金額が2,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>ロ 請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(イ) 特殊な技術を必要とする工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>b 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>c 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの</p>	○	○	○	<p>鳥取土木事務所長</p> <p>倉吉土木事務所長</p> <p>米子土木事務所長</p>
----	---	---	---	---	---

ヤ

12	<p>同規則第33条第1項及び第2項の規定による措置の要求</p> <p>(一) 請負対象設計金額が7,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 建築工事に係るもの</p> <p>イ 特殊な技術を必要とする工事に係るもの</p> <p>ロ イ以外のもの</p> <p>(イ) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(ロ) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(ハ) 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(2) 設備工事に係るもの</p> <p>イ 請負対象設計金額が2,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>ロ 請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(イ) 特殊な技術を必要とする工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>b 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>c 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの</p>	○	○	○	<p>鳥取土木事務所長</p> <p>倉吉土木事務所長</p> <p>米子土木事務所長</p>
13	<p>同規則第36条第7項、第37条後段、第39条第5項、第40条後段及び第40条の2第3</p>				



に係るもの				
(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの				
(1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの				
(2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの				

を

19 同規則第42条第1項の規定による工期の短縮の要求				
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの				
(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの				
(1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの				
(2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの				
20 同規則第42条第2項の規定による通常必要とされる工期に満たない工期への変更の要求				
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの				
(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの				
(1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの				
(2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの				
21 同規則第42条第3項の規定による請負代金の変更及び必要な負担の決定				

を

(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの				
(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの				
(1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの				
(2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの				

23及び24を施し、同令55中「第44条」を「第43条」に改め、同令中25を22とし、26を23とし、27を25とし、28を施す。

29 同規則第48条第5項の規定による費用の負担の協議				
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの				
(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの				
(1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの				
(2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの				

を

25 同規則第49条第1項の規定による設計図書の変更の決定				
(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの				
(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの				
(1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの				
(2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの				

を



b 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの c 米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの		○倉吉土木事務所長 ○米子土木事務所長
37 同規則第72条第7項の規定による当該物件の処分等の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの	○ ○ ○	

43を削る。

附則に次の一項を加える。

5 当分の間、第六条及び第十一条の規定にかかわらず、東部健康福祉センター所長及び西部健康福祉センター所長は、別表第一の定めるところにより委任された事務のうち東部健康福祉センター八頭地域保健福祉部及び西部健康福祉センター日野地域保健福祉部に係るものの処理については、それぞれ東部健康福祉センター八頭地域保健福祉部長及び西部健康福祉センター日野地域保健福祉部長に当該職員の名において決裁させるものとする。

附 則

この規則は、平成九年四月一日から施行する。ただし、別表第二港湾課の項中第八号の次に一号を加える改正規定は平成九年七月一日から、同表福祉保健課の項に一号を加える改正規定は平成九年十月一日から施行する。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月二千二百円(送料を含む)】